

讀五經正義札記

經学研究に志した以上、一通りは「十三經注疏」を読んでおこうと思った。今から二十数年前のことである。その際、何か或るテーマを持って読むに越したことはなかったが、実際のところ読む前から適当なテーマが有るはずもない。そこで取り敢えず「引書索引」を作成することと並行して読み進めることにした。「引書索引」には、すでに哈仏燕京学社の引得シリーズとして、

- ・『毛詩注疏引書引得』(1937)
 - ・『禮記注疏引書引得』(1937)
 - ・『春秋經傳注疏引書引得』(1937)
 - ・『周禮引得 附注疏引書引得』(1941)
 - ・『儀禮引得 附鄭注及賈疏引書引得』(1932)
 - ・『爾雅注疏引書引得』(1941) (以上の底本は上海・錦章書局影印本)
- が刊行されており、工具書としての価値はそれなりに高かったが、自分が後々利用できる形のものがあるれば便利であろうと考えたからである①)。
- しかし、この引得シリーズを確かな津梁にしつつも、なかなか

野間 文史

難しい問題も少なくなかった。それはたとえば、旧著『春秋正義の世界』(溪水社 1989)でも述べたことであるが、疏文中に見える人名・書名(篇名)を見分けることであり、また佚書の引用部分の確定である。本札記では、これらの例として、『毛詩正義』中に見える「王述之」、『春秋正義』中の後漢・服虔『春秋左氏傳解詁』の引用に関する問題を取り挙げることにしたい。

1

『毛詩正義』(以下の引用は嘉慶二十年刊の阮刻本〔藝文印書館影印本〕による)の〈小雅・常棣〉に次のようにある。

①小雅・常棣「常棣之華、鄂不韡韡（常棣の華、鄂として韡韡たらざらんや）」

【毛傳】興也。常棣棣也。鄂猶鄂鄂然、言外發也。韡韡光明也。

【疏】傳常棣至光明○正義曰、……「鄂猶鄂鄂」者、以華之状宜言鄂鄂、故重言之。「言外發也」、謂華聚而發於外也。「韡韡」華

之貌、華非一色、故云「光明」。靜女云「彤管有煒」、文與形連、故云「煒赤貌」。王述之曰、「不韓韓言韓韓。以與兄弟能內睦外禦、則強盛而有光耀、若常棣之華發也」。(09-2-13b)

正義にいう、……(《毛伝》の)「鄂とは猶ほ鄂鄂のこと」とは、華の状態が鄂鄂然とでも形容すべきものであるところから、重ねて言ったもの。「外に発するを言ふなり」とは、華がより集まって外に開くことをいう。「韓韓」とは華の形容であり、華の色は一色ではないので、「光明」と述べたもの。(《静女》で「彤管煒たる有り」といい、「煒」の字が「彤〔あかい〕」字と連なっているため、(《静女》の《毛伝》では)「煒は赤い貌」と(限定して)述べた。王述之曰、「『不韓韓(韓韓たらざらんや)』とは韓韓たりということ。兄弟がよく内に睦みあい外に禦ぐことができれば、強盛で光耀の有ること、あたかも常棣の華が開くがごときを興したのである」と。

さてここで問題にすべきは「王述之」という表現である。これを人名だと見なしたのである。前掲の『毛詩注疏引書引得』では、

「王述之 9C/7a 12A/6a, 6b 12B/4a」

として4例を収録しているのである。しかし筆者の験するところ、「王述之」という表現を全部で7例を見出し得た。『引得』は同頁に引用されたものを一つに数えたものと思われる。以下に残りの6例を挙げる。

②小雅・常棣「凡今之人、莫如兄弟」

【毛傳】聞常棣之言爲今也。

【箋云】聞常棣之言、始聞常棣華鄂之說也。……

【疏】傳聞常棣之言爲今○正義曰、傳以「凡今」者、多對古之稱、

故辨之。既聞常棣之說、則知兄弟宜相親、故以「常棣之言爲今」、謂從今以去宜相親也。王述之曰、「管蔡之事已缺、而爲常棣之歌爲來今」是也。(09-2-13b)

③小雅・正月「謂天蓋高、不敢不局、謂地蓋厚、不敢不踣、維號斯言、有倫有脊」【毛傳】局曲也。踣累足也。倫道、脊理也。(12-1-13b)

【疏】傳局曲踣累足○正義曰、天在上、身戴天而曲者、曲身也。足所以履地、故知「踣累足」。說文云「踣小步也」。王述之曰、「言天高己不敢不曲身危行、恐上觸忌諱也。地厚己不敢不累足、懼

陷於在位之羅網也」。(12-1-14a)

④小雅・雨無正「正大夫離居、莫知我勸」【毛傳】勸勞也。(12-2-11b)

【疏】傳勸勞○正義曰、釋詁文。王述之曰、「長官大夫、我之賢友、奔走竄伏、與我離居。我勞病莫之知也。故下章、思之欲遷還於王都」。(12-2-16a)

⑤小雅・采芣「駕彼四牡、四牡騤騤、君子所依、小人所腓」

【毛傳】騤騤彊也。腓辟也。(09-3-15a)

【疏】傳腓辟○正義曰、傳文質略。王述之云、「所以避患也」。

(09-2-15b)

⑥小雅・正月「既克有定、靡人弗勝」【毛傳】勝乘也。(12-1-12b)

【疏】傳勝乘○正義曰、此傳甚略。王述之云、「王既有所定、皆乘陵人之事。言殘虐也」。今據爲毛說。(12-1-13a)

⑦小雅・雨無正「周宗既滅、靡所止辰」

【毛傳】辰定也。【箋云】周宗鎬京也、是時諸侯不朝、王民不堪命、王流于虜、無所安定也。(12-2-11a)

【疏】傳辰定○正義曰、此傳質略。王述之曰、「周室爲天下所宗、其道已滅、將無所止定」。毛以刺幽王、理必異於鄭、當如王說。(12-2-11b)

①④の例はいずれも、『正義』の文章が、『毛伝』の逐条的解説を施した後に「王述之曰」が続く、という構成になっていることが分かる。また⑤⑦の例は、それぞれの条の《毛伝》が極めて短いためであろう、「傳文質略」「此傳甚略」「此傳質略」という言葉に続けて「王述之云」「王述之曰」とある(②)。

さて『毛詩注疏引書引得』が「王述之」を人名と見なしたのには、理由が無いわけではない。なぜなら「王述之」なる人物が確かに存在したからである。すなわち『隋書』『經籍志』の經部・春秋類に、「王述之撰」として、

・『春秋左氏經傳通解』四卷

・『春秋旨通』十卷(新・旧『唐書』では「王延之」)

の二書が掲載されている。ただし興膳宏・川合康三『隋書經籍志詳攷』(汲古書院 1993)でも、この人物については「傳未詳」だと述べておられるように、全く不明である(ちなみに同書では『毛詩正義』の「王述之」には言及されていない)。そして「王述之撰」の書物が『毛詩』の注釈書でないのは、やはり難点となるであろうか。

ところが「王述之」は人名ではないとする見解も有る。そのひとつ清の馬國翰『玉函山房輯佚書』では、①⑦をいずれも「毛詩王氏注四卷」中に収録しているのである。この「王氏」とは魏の王肅に他ならない。そうすると馬氏は「王述之」を「王之を述ぶ」と見なしていることになるであろう。したがって前掲「此傳甚略……」等は、『毛伝』が甚だ簡略なので、王(肅)がこれを以下のように祖述している」の意味となる。

果たせるかな次の〈小雅・節南山〉の例は、その可能性の大きいことを思わせるものである。

◇小雅・節南山「昊天不平、我王不寧、不懲其心、覆怨其正」

【毛傳】正長也。(12-1-08b)

【疏】傳正長○正義曰、釋詁文。此傳質略。王肅述之曰、「覆猶背也。師尹不定其心、邪僻妄行。故下民皆怨其長定」。今據爲毛說。(12-1-08b)

この例は、先の⑥例とほぼ同じ構成の『正義』であり、ここでは「王肅述之」と表記されている。まさしく『毛伝』が甚だ簡略なので、王肅がこれを以下のように祖述している」のである。そして「王肅之說、祖述毛氏傳意。或如肅言。」(函譜 08-1-05b)、「王肅之說、皆述毛傳。」(考槃 03-2-14a)、「王肅據彼文以述毛傳」(既醉 17-2-14a)等の文章によってさらに決定的となるであろう。つまり「王之を述ぶ」とは「王肅が毛伝を祖述することであった」(②)。

したがって「述毛」という表現も多々見出せる。以下にそのうちの2例を挙げよう。

◇小雅・皇皇者華「駢駢征夫、每懷靡及」

【毛傳】駢駢衆多之貌。征夫行人也。每雖懷和也。

【疏】傳每雖懷和○正義曰、……王肅以爲、下傳所言覆說此也。故述毛云「使臣之行、必有上介衆介。雖多內懷中和之道、猶自以無所及。是以驅馳而咨諏之」。(09-2-09a)

◇大雅・大明「摯仲氏任、自彼殷商、來嫁于周、曰嬪于京、乃至王季、維德之行」

【毛傳】摯國任姓之中女也。嬪婦、京大也。王季大王之子、文王之父也。

【疏】……「京大」釋詁文。王肅云「唯盡其婦道於大國耳」。述毛爲說也。(16-2-03a)

また「王肅述毛」という表現も見える。この「述毛」を書名と見る必要は無いであろう。以下はその全9例である。

① 國風・周南・葛覃「薄汙我私、薄澣我衣」

【毛傳】汙煩也。私燕服也。……其餘則私也。(01-2-04a)

【疏】傳汙煩至私也○正義曰、……故一事分爲二句。上句言「汙」、見用功深也。下句言「澣」、見其摠名亦爲澣。又上句言「私」、見其燕褻。下句言「衣」、見其摠名亦爲衣。故王肅述毛合之云「煩澣澣濯其私衣」是也。(01-2-05a)

② 國風・召南・標有梅「標有梅、男女及時也、召南之國、被文王之化、男女得以及時也。」(01-5-01a)

【疏】標有梅三章章四句至及時○正義曰、……喪服傳曰「十九至十

六爲長殤」。禮、子不殤父、明男二十爲初娶之端。又禮記曰「女

子十五許嫁而笄」。以十五爲成人、許嫁不爲殤。明女十五爲初昏之端矣。王肅述毛曰「前賢有言、丈夫二十不敢不有室、女子十五不敢不事人」。譙周亦云「是故男自二十以及三十、女自十五以至二十、皆得以嫁娶。先是則速、後是則晚矣。凡人嫁娶、或以賢淑、或以方類、豈但年數而已」。此皆取說於毛氏矣。(01-5-01b)

③ 國風・唐・網繆「網繆、刺晉亂也、國亂則婚姻不得其時焉。」(06-2-01a)

【疏】網繆三章章六句至時焉○正義曰、……首章言「在天」謂始見東方十月之時。故王肅述毛云「三星在天、謂十月也」。在天既據十月、二章「在隅」謂在東南隅。又在十月之後也。謂十一月十一月也。(06-2-01a)

④ 小雅・鹿鳴「人之好我、示我周行」【毛傳】周至、行道也。(09-2-03b)

【疏】傳周至行道○正義曰、王肅述毛云「謂羣臣嘉賓也。夫飲食以享之、琴笙以樂之、幣帛以將之、則能好愛我。好愛我則示我以至美之道矣」。

⑤ 小雅・賓之初筵「大侯既抗、弓矢斯張」

【毛傳】……【箋云】舉者……其非祭與。(14-3-03b)

【疏】箋舉者至非祭與○正義曰、……鄭異於毛多矣。唯采蘋及此難之者、出於當時之意耳。王肅述毛云、「……」。其奏云「……」。(14-3-07a)

⑥ 小雅・采芣「采芣采芣、筐之管之」(15-1-03a)

【毛傳】興也。芣所以芣大牢而待君子也。羊則苦、豕則薇。【疏】傳興也至則薇○正義曰、傳既言「羊則苦、豕則薇」、則芣不

摠芼三牲。而言「菽所以芼大牢」者、……。王肅述毛云、「筐
宮受所采之菜。牢禮所以待來朝諸侯」。(15-1-036)

⑦大雅・行葦「醢醢以薦、或燔或炙、嘉穀脾臄、或歌或詈」

【毛傳】以肉曰醢醢。臄函也。歌者比於琴瑟也。徒擊鼓曰詈。

【疏】傳以肉至鼓曰詈○正義曰、……。徒擊鼓曰詈」、釋樂文。

孫炎曰「聲驚詈也」。王肅述毛作「徒擊鼓」。今定本・集注作

「徒歌」者、與園有桃傳涉誤耳。(17-2-04a)

⑧大雅・常武「常武、召穆公美宣王也、有常德以立武事、因以為戒

然」。 (18-5-01a)

【疏】常武六章章八句至為戒然○正義曰、……此章、王肅述毛以為

「王不親行」。王基述鄭、為此章王自親行。王既親行、仍須命

元帥以統領六軍、故左傳鄢陵之戰、楚王雖自親行、仍命子反將

中軍、是也。(18-5-01a)

⑨周頌・維天之命「維天之命、於穆不已」(19-1-12a)

【毛傳】孟仲子曰、大哉天命之無極、而美周之禮也。

【箋云】命猶道也。天之道於乎美哉。動而不已、行而不止。

【疏】傳孟仲至之禮○正義曰、……譜云「子思論詩、於穆不已。仲

子曰、於穆不似」。此傳雖引仲子之言、而文無不似之義。蓋取

其所說而不從其讀。故王肅述毛亦為「不已」、與鄭同也。

(19-1-12b)

なお「述毛」が「毛伝を祖述する」意味であるなら、毛伝を祖述
したのは王肅だけではないのだから、当然、他の注釈家にも同じよ
うな表現が見出せるはずであろう。

まず、毛伝を宗としてその箋を書いたのが鄭玄ではあるが、『毛
詩正義』中に「鄭玄述毛」という表現は見えず、わずかに1例、「鄭
之此説、亦述毛也。但其意與王肅異耳」(「皇皇者華」09-2-09a)を見
出し得たのみである。

そして「述毛」の表現が王肅に次いで多いのは晋の孫統である。

孫統の書物は『隋書』經籍志に、

・『毛詩駁』一卷 魏司空王基撰

・『毛詩異同評』十卷 晉長沙太守孫統撰

として見えている。右に王基を併せて掲げたのは、唐・陸德明『經
典釋文』敍録でそれぞれ、「荊州刺史王基駁王肅、申鄭」、「晉豫州
刺史孫統爲詩評。評毛・鄭・王肅三家異同、朋于王」と解説してい
るように、毛伝と解釈を異にする場合の鄭玄説を批判する王肅、そ
れを駁する王基、さらにそれを駁する孫統という関係にあるからで
ある。そして『毛詩正義』中には王肅が、王基や孫統との組み合わ
せて登場する例が若干数有る。したがって孫統についても「述毛」
という表現が多い。以下にそのうちの2例を挙げておこう。

○國風周南・關雎「窈窕淑女、琴瑟友之」

【毛傳】宜以琴瑟友樂之。

【箋云】同志爲友。言賢女之助后妃、共行菜。其情意乃與琴瑟之志

同。共行菜之時樂必作。

【疏】傳宜以琴瑟友樂之○正義曰、……毛氏於序不破哀字、則此詩
所言、思求淑女而未得也。若得則設琴瑟鐘鼓、以樂比淑女。故

孫毓述毛云「思淑女之未得以禮樂友樂之、是思之而未致。樂爲淑女設也。知非祭時設樂者、若在祭時、則樂爲祭設、何言德盛。設女德不盛、豈祭無樂乎。又琴瑟樂神、何言友樂也。豈得以祭時之樂、友樂淑女乎。以此知毛意、思淑女未得、假設之辭也」。

(01-1-23b)

○國風衛風・碩人「碩人敖敖、說于農郊」

【毛傳】敖敖長貌農郊近郊。

【箋云】敖敖猶頌頌也。說當作禴。禮春秋之禴、讀皆宜同衣服曰禴。今俗語然。此言莊姜始來、更正衣服于衛近郊。」

【疏】傳農郊近郊○正義曰、以下云「翟芻以朝」、明此在國近郊。

毛於詩皆不破字、明此「說」爲「舍」。孫毓述毛云「說之爲舍、常訓也」。 (03-2-17b)

以上によって、『毛詩正義』中に見える「王述之」とは「王之を述ぶ」と訓むべきであることが分かる。漢文世界でよく引き合いに出来る「王引之」を「王之を引く」と訓んだという笑い話(?)を、筆者はなかなか笑う気にはなれないのである。

注

① 哈仏燕京学社の引得シリーズ以外のものとして、

・王忠林「周易正義引書考」臺灣師範大學國文研究所集刊三 1998

・葉程義『禮記正義引書考』政治大學中國文化研究所碩士論文 1969

後に義聲出版社 1981

が有る。両者はいずれも引書の解題とその引用文の摘録から成り、引書

索引を兼ねている。

日本のものとしては、杉浦豊治氏の「論語皇疏とその論理(一)學而篇を中心として(附録諸家索引)」(金城國文一五— 1968)が有り、また筆者が作成発表したものとして、以下のものがある。

- ・「春秋正義引書索引(一)〜五」新居浜工業高専紀要 16〜20 1980〜84
- ・「公羊傳疏引書索引」新居浜工業高等専門學校紀要 21—2 1985
- ・「穀梁傳注疏引書索引」新居浜工業高等専門學校紀要 21—1 1985
- ・「尚書正義引書索引(一)・(二)」新居浜工業高等専門學校紀要 22—2 1986
- ・『論語正義源流私攷(附録 論語正義引書索引)』

広島大学文学部紀要第51巻特輯号— 1991
なお右の拙稿のうち、春秋三伝疏の引書索引については、その補訂版を平成9・10・11年度科学研究費基盤研究(C)(2)の報告書の一部として公開する予定がある。

② 「曰」と「云」との用法に区別が有るとの見方も有るが——たとえば頼

惟勤監修『説文入門』(大修館書店 1983) 197〜204頁を参照——、ここでは厳密な区別をしてはいないようである。

③ 阮元『毛詩注疏校勘記』も王肅と見なしている。そのことを明言しているわけではないが、「毛詩正義卷第二十一」(20-3-24a)に、

「受命不殆」唐石經・小字本・相臺本同。案箋云「受天命而行之、不解殆者」。正義云「又受命不忘、在武丁孫子。謂行之不解怠者、在武丁之孫子。言高宗興湯之功、法度著明、以警戒後世、子孫行之、不解怠也。又云「言行之不懈怠者、在高宗之孫子、美比高宗孫子能得行之不懈怠也」。考此經字作「殆」。故正義引王述毛以爲「危殆」也。鄭以爲「殆」即懈怠字、故箋云「不解殆」、而字仍作「殆」。正義乃易爲「怠」字而說之也。

とある「王述毛」とは、『商頌』玄鳥篇の『毛詩正義』に、

傳武丁高宗○正義曰、作詩所以稱王者、王肅云「殷實以名篇。商之先君成湯受天命、所以不危殆者、在武丁之爲人孫子也」。毛以爲湯孫湯爲人子孫、則此亦當如肅言也。(20-3-17b)

と見える王肅説を指している。『毛詩正義』中に「王肅述毛」なる表記は見えないものの、阮元は「王肅が毛伝を祖述」したものだど解説していることになるであろう。

なお高田眞治氏『詩經 上・下』（集英社・漢詩大系 一九六八年）も、前掲②小雅・常棣の例について、

孔疏には王肅の説を引いて、「不韓々は韓々たるを言ふなり。以て兄弟は能く内は睦じく外を禦げば則ち強盛にして光耀有ること、常棣の華の発くが若きなり」とする。

と述べておられる。

2

『五經正義』中に現在では亡佚した書物が多数引用されているのは周知のことであるが、そこには唐初にすでに佚書であったものも少なくはない。清朝考証学の一部を占める韓佚の学において、經書に関する佚書の収集源として、『五經正義』は重要な位置を占めている。そして清代に数多く編纂された輯佚書は、我々が『五經正義』を読んでいくうえで、まことに便利な工具書でもある。

ただ対象が佚書であるだけに、その書物の引用部分の確定については、複数の輯佚書で見解を異にする場合も間々有る。本節では、その一例として後漢の服虔『春秋左氏傳解詁』を取り挙げよう。関連する『左傳』本文、杜預『集解』注文をも併せて以下に掲げる。

【傳】春秋左傳正義卷九・莊公二十一年(09-21a) 傳鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之。

【注】王后也。鞶帶而以鑑爲飾也。今西方羌胡猶然、古之遺服。

【疏】注后王至遺服○正義曰、鞶是帶也。鑑是鏡也。此與定六年傳皆鞶鑑雙言、則鞶鑑一物、故知以鏡飾帶。舉今羌胡之服以明之。

正義に曰く、「鞶」は帶、「鑑」は鏡である。こと定公六年伝とていずれも「鞶鑑」を双言しているところからすると、「鞶鑑」は一物なので、「鏡を以て帶を飾る」ものであることが分かる。(杜預は)現在の羌胡の服装を挙げて明らかにしたもの。

【傳】鄭公請器。王予之爵。注爵飲酒器。

【傳】鄭伯由是始惡於王。注爲僖公二十四年鄭執王使張本。

【疏】號公至於王○正義曰、鄭伯謂厲公子文公也。服虔云、鞶鑑王后婦人之物、非所以賜有功。爵飲酒器、玉爵也。一升曰爵。爵人之所貴者①。言鄭伯以其父得賜、不如號公、爲是始惡於王、積而成怨

②。僖二十四年遂執王使③、此爲彼張本④。

正義に曰く、「鄭伯」とは厲公の子の文公をいう。服虔が以下のように述べている。「鞶鑑」は王后・婦人の持ち物であり、功績の有った者に賜わる品物ではない。「爵」は飲酒の器で、玉で出来た爵である。一升入るものを爵という。爵は人が貴重視するものである。その意味は、鄭伯は父の賜わったものが號公に及ばないところから、始めて王を憎むようになり、積もり重なって怨みと成ったということ。(後の)僖公二十四年になつて、ついに王の使者を執えることになるが、これはかの事件のために本を張った「伏線とした」ものである。

さてここで問題とすべきは、後半『正義』所引の「服虔」の文章がどこまでかということである。原文に丸数字を付しているが、そこまでが服虔の文章だとする四通りの説が提出されている。

まず①は李貽徳(1783-1832)『春秋左傳賈服注輯述』(皇清經解統編所収)の説である。本文自注(双行小字)に、

劉恭冕(1824-1883)曰、正義此文下云「言鄭伯以其父得賜、

不如虢公、爲是始惡於王、積而成怨。傳二十四年遂執王使」。

金谿王氏・陽湖洪氏輯本俱連上服義。然玩其語意、似爲孔疏之文。不如此輯本爲妥。

と述べている。なお年代から言えば、李氏が劉恭冕を引用するはずはなく、劉氏が『輯述』の説を妥当と認定しているので、この自注は公刊時の補記であろう①。それはともかく、ここに挙げた「王氏」「洪氏」とは、それぞれ後掲の王謨・洪亮吉を指す。そして我が国の重澤俊郎氏『左傳賈服注攷逸』(東方文化學院京都研究所研究報告第八冊 1936)のこの説を襲っている。

次いで②は馬國翰『玉函山房輯佚書』「春秋左氏傳解詁」と袁鈞『鄭氏佚書攷』「春秋傳服氏注」という二つの輯佚書、そして洪亮吉(1746-1809)『春秋左傳詁』の見解であり、さらに③は王謨『漢魏遺書鈔』「左氏傳解詁」と黄奭『漢學堂經解』「服虔左傳解詁」という二つの輯佚書の説である。輯佚書は通例引用文を確定した根拠を述べることは無いが、この例の場合、『左傳』全書に注釈した洪亮吉も、そのことについては何も述べていない②。

最後の④は、劉文淇(1789-1856)『左傳舊注疏證』の説である。ただし『左傳舊注疏證』は未完の書であり、しかも劉文淇の没後、その一子劉統崧(1818-1867)、さらには孫の劉壽會(1838-1882)・劉貴會(1845-1899 劉師培の父)といった複数の人々の手に成るもので④、以下の文章もおそらく劉統崧以後のものであるが、比較的詳細にその根拠を述べているのが注目される。

杜注「爲僖公二十四年鄭執王使張本」。本疏云「鄭伯謂厲公子文公也」。下即引服注。洪亮吉・嚴蔚皆引至「積而成怨」止。李貽徳輯述止取「鞶鑑」「爵」注文、而不錄此注。劉恭冕云「然玩其語意、似爲孔疏之文」。

案孔疏之例、凡杜注云「爲某年某事張本」者、皆無所釋、以注意已明也。今此傳引服注原文、未加刪節。尋其語意相承、非疏家解注之詞。洪・嚴節去末三句亦非也。今悉定爲服注。

ここでは①③に見える諸説をほぼ網羅したうえでこれらを否定し、結論として全文が服虔の文章だと判定するのである。

そこで『左傳舊注疏證』が述べる根拠を確認してみるに、杜預が「爲某年某事張本」と注する箇所『正義』にその解説が無いとする指摘は、間違いないようである④。したがって、最終的には「文氣」「文脈」といったはなはだ曖昧なものを根拠にせざるを得ないのであるが、服虔が

鞶鑑——王后・婦人の持ち物
爵——玉で出来た爵・人の貴重視するもの——號

とを対照し、周王の鄭国と虢国とに対する待遇の違いを示したとすれば、筆者はやはり「其の語意相承くるを尋ぬるに、疏家の注を解するの詞に非ず」と述べる『左傳舊注疏證』説のように、一気に最後までを服虔説とするのが妥当なように思うのである。

それでは服虔の文章がいささか長くなるとの考えも生じるかもしれない。しかしここでは、かつて吉川幸次郎氏「春秋正義書後」（『支那學』六一—1932 全集第六卷 1968）が、『春秋正義』所引の漢代の賈逵・鄭衆・馬融・延篤・彭汪・服虔のうち、『隋書』経籍志に著録された者は賈逵・服虔の二家だけであるところから、これら漢儒の説は服虔『春秋左氏伝解詁』に引用されたものであることを推定し、服虔『解詁』が鄭玄の『周禮注』のような集注の形をとった注釈書であることを論証されたことが想起される。

『春秋正義』中で、服虔注そのものの体裁・性格について言及するものは極めて少ないが、以下に挙げる例は、服虔注がかなり長文の部分も有ったことを予想させるものである。

【四】春秋左傳正義卷十四・僖公十五年

傳使以免衰絰逆且告

【注】免衰絰遭喪之服、令行人服此服迎秦伯、且告將以恥辱自殺。

【疏】注免衰至自殺○正義曰、初死則有免、服成則衰絰、皆爲遭喪之服。

傳文於此或有「曰上天降災、使我兩君相見不以玉帛、而以興戎。若晉君朝以入、則婢子夕以死。夕以入、則朝以死。唯君裁之。」

左傳本無此言、後人妄增之耳。何以知其然。二十二年傳曰「寡君之使婢子侍執巾櫛」、杜云「婢子婦人之卑稱」。若此有「婢子」、

不當舍此而注彼也。又此注云「且告夫人將以恥辱自殺」。若有此辭、不煩此注。服虔解詁、其文甚煩。傳本若有此文、服虔必應多解、何由四十餘字、不解一言、亦至二十二年始解「婢子」。明是本無之也。今定本亦無。

……なぜそうだと分かるのかといえ、二十二年伝に「寡君の、婢子をして侍りて巾櫛を執らしむるは」といい、杜預が「婢子は婦人の卑稱なり」と注しているからで、もしもここにすでに「婢子」が有るなら、ここを措いてかしこに注するはずが無いからである。またこの注に「且つ夫人の將に恥辱を以て自殺せんとするを告ぐ」と述べており、もしもこの一文が有るなら、わざわざこのように注するはずはない。（さらに）服虔の《解詁》は、その文章が甚だ煩雑である。伝にもしこの文章が有るなら、服虔は必ずや多言を用いて解釈したはずで、どうして四十四余字について一言も解釈しない、二十二年に至ってはじめて「婢子」を解するであろうか。明らかに本来無かつたのである。今の（定本）にもやはり無い。（1406b）

【傳】「上天降災、使兩君匪以玉帛相見、而以興戎。若晉君朝以入、則婢子夕以死。夕以入、則朝以死。唯君裁之。」乃舍諸靈臺。（1407a）

なお『春秋正義』中に引用された服虔注は四百例を越えるが、それほど長文ではないけれども、『正義』の全文が服虔の文章から成るものが16例有る。以下はそのうちの最も長文の例である。

【四】春秋左傳正義卷五十七・哀公元年

【傳】退而告人曰、越十年生聚、而十年教訓。【注】生民聚財富而後教之。
 【疏】注生民至教之○正義曰、服虔云「令少者無娶老婦、老者無娶少婦。女十七不嫁、男二十不娶、父母有罪也。將生子以告、與之醫饋之。饋也。死者釋其征、必哭泣葬埋如其子也。孺子遊者必鋪獸之也。非手所種、夫人所織、不用十年、不收於國」。(57-05a)

いま問題としているIの例は、これよりはまた短文というべきである。また次は、Iによく似た構成の例である。

【IV】春秋左傳正義卷九・莊公十六年

【傳】公父定叔出奔衛。【注】共叔段之孫。定諡也。

【傳】三年而復之。曰「不可使共叔無後於鄭」。使以十月入。曰「良月也。就盈數焉」。【注】數滿於十。

【疏】注數滿於十○正義曰、易繫辭云「天一地二天三地四天五地六天七地八天九地十」。至十而止、是「數滿於十」也。閔元年傳曰「萬盈數也」。數至十則小盈、至萬則大盈。傳具載定叔事者、服虔云「定叔之祖共叔段有伐君之罪、宜世不長。而云『不可使共叔無後於鄭』、言其刑之偏頗。鄭厲公以孽篡適、同惡相恤。故薰於共叔、欲令其後不絕。傳所以惡厲公也」。(09-12b)

この例の服虔の最後の言葉「傳所以惡厲公也」は、Iの「此爲彼張本」と同様の説明の仕方ではあるまいか。

以上、決定的根拠には欠けるものの、最後の④までを服虔注と見なす劉文淇『左傳舊注疏證』説の妥当性を再確認したつもりである

が⑤、佚書の文章を確定することは、時として難しい場合も有るという例である⑥。

最後に付言すべきことを二点。その一つ。筆者は現在「五經正義語彙語法節記」(広島大学文学部紀要)を連載中であり、本稿は「讀五經正義札記」である。しかしこの「節記」と「札記」とに意味の違いはなく、単に混同を避けるために使い分けたにすぎない。

その二つ。今年(1999)の七月からであろう、かの台湾の中央研究院計算中心が公開しているインター・ネット上のデータ・ベース検索「漢籍全文資料庫」(<http://www.sinica.edu.tw/fms-bin/fmsv3>)では、待望の「十三經注疏」の検索が可能となった⑦。本稿を草するに当たって使用した資料は、かつて収集したものが主ではあるが、「資料庫」によって再確認し、補足したものも実は少なくはない。あの膨大な「疏」文が漏れなく検索できるのは、まことに驚異である。今後ともこれから受ける恩恵は大きいであろう。

ちなみに「十三經注疏」の底本は嘉慶二十年「阮元刻本」であり、藝文印書館影印本(八冊)の頁數そのままにデータ・ベース化されている。したがって経・伝・注・疏文はもとより唐・陸德明『經典釋文』さらには阮元『校勘記』・『四庫總目提要』まで含んでいる。なおそのままであるから、遺憾ながら句讀は施されていない。『校勘記』にもとづく補正ならびに誤刻の訂正ももちろん施されてはいないようである。

すでにご存知の方もおられるであろうが、ここに情報として提供する次第である。

注

① 『春秋左傳賈服注輯述』には「皇清經解統編」本の他に、同治五年餘姚朱氏刊本が有るが、筆者未見。

② 服虔注の輯本として清・沈豫『春秋左傳服注存』二卷（道光二十七年蕭山沈氏蟻術堂刊本）が有るが、筆者未見。

③ 拙著『春秋正義を読み解く—劉文淇『左傳舊疏考正』を通して—』（東洋古典學研究会 1993）を参照。

④ 以下に挙げる2例は、杜注に「張本」の表現が有るものに対する『正義』の例で、しかもこれ以外には見出し得なかった。そしてこの2例も「爲某年某事張本」の解釈ではない。

○春秋左傳正義卷十二・僖公二年

【傳】齊寺人貂始漏師于多魚。【注】寺人内奄官豎貂也。多魚地名。闕。齊桓多嬖寵、内則如夫人者六人、外則幸豎貂易牙之等。終以比亂國。傳言貂於此始擅貴寵漏洩桓公軍事。爲齊亂張本。

【疏】注寺人至張本○正義曰、周禮内宰之屬有内小臣奄上士四人。寺人王之正内五人。内豎倍寺人之數。寺人掌王之内人及女宮之戒令。内豎掌内外之通令。皆掌婦人之事。是自内小臣以下皆用奄人爲官也。鄭玄云「豎未冠者之官名」。然則此人名貂、幼童爲内豎之官、以爲齊侯所寵、後雖年長、遂呼爲豎貂焉。此時爲寺人之官、故稱寺人貂也。言「漏師」者漏泄師之密謀也。「漏師」已是大罪。此云「始」者、言其終又甚焉。故言「始」以「爲齊亂張本」。(2207a)

○春秋左傳正義卷二十一宣公八年

【傳】辛巳有事于大廟、仲遂卒于垂。【注】有事祭也。仲遂卒與祭同日。略書有事、爲釋張本。不言公子、因上行遷、間無異事、省文從可知也。稱字時君所嘉、無義例也。垂齊地、非魯竟故書地。

【疏】注有事至書地○正義曰、「有事祭也」者、謂諸祭也。釋例「以昭十五年

有事于武宮、傳稱禘于武公、則知此言有事亦是禘也」。祭之日仲遂卒。不言禘而略言「有事」者、禘事得常、不主書禘。爲下「釋」祭張本耳。上言「公子遂如齊」、此言「仲遂卒」、不言「公子」者、此書「有事」爲「仲遂卒」而書之。與上相連、猶是一事。因上行遷、間無異事、省「公子」之文、從可知也。(2206a)

【傳】壬午猶禘。萬人去籥。

⑤ ①例、輯佚書によって判断の異なる服虔注の例を掲げる。

○春秋左傳正義卷三十・襄公九年

【傳】使皇即命校正出馬、工正出車、備甲兵、庀武守。

【注】注皇即命父充右之後。校正主馬、工正主車、使各備其官。

【疏】注皇即至其官○正義曰、服虔云、「皇即、皇父充石之後」、十世宗卿爲人之子、大司馬椒也①。車馬甲兵司馬之職。使皇即掌此事、皇即必是司馬也。「校正主馬」、於周禮爲校人。是司馬之屬官也。周禮司馬之屬、無主車之官。巾車・車僕職皆掌車、乃爲宗伯之屬。昭四年傳云「夫子爲司馬與工正書服」、是諸侯之官司馬之屬有「工正主車」也。國有火災、恐致姦寇、故使司馬命比二官出車馬、備甲兵以防非常也。傳言「庀武守」者、甲兵器藏於府庫。若今武庫使具其守、守比武庫也。此事輕於車馬、故後言之②。(30-20b)

馬國翰・洪亮吉・李貽德・重澤の諸氏はいずれも①説であるが、王謨『漢魏遺書鈔』・黃奭『漢學堂經解』は②説である。あるいは②説が妥当であるのか？ そうするとこの『正義』は全文が服虔の文章である。

⑥ 池田秀三氏「輯佚之難與校書之難—以盧植《禮記解詁》爲例—」（『論衡』第2卷第1期 1995）・「輯佚の難と校書の難」（『中国思想史研究』第21号 1998）を参照された。

⑦ 我が国でもすでに東大を始めとして、中央研究院のデータ・ベースを共有している研究機関も有るようである。